

Consultative Status「諮問的地位」に関する取り決め(INFCIRC/14, 1959.11)¹ 概訳

I. 取り決めの目的

1. IAEA の活動への貢献と各機関の意見等を IAEA に具申する(双方向)。

II. 「諮問的地位」付与の原則と条件

9. (a) IAEA 業務に深く関連し、貢献能力を有する; (b) 組織目的が IAEA 精神に合致; (c) IAEA 業務を支持し、推進に協力; (d) 確たる組織で、政策発信能力を有する; (e) 国際性有する NGO

III. 総会、理事会

3. (a) 総会議題受領; (b) 総会へのオブザーバー派遣; (c) 理事会へのオブザーバー派遣; (d) 2000 語以内の声明文書配布; (e) (f) 総会部会、下部組織会合での短い口頭声明; (g) 理事会での口頭声明

4. (a) 特定文書の迅速な入手; (b) プレス文書へのアクセス; (c) ライブラリー使用; (d) 会合への参加と文書入手

IV. その他の IAEA 会議

9. 技術会合、セミナーなどへの参加

V. 事務局との協議

6. IAEA または各機関いずれかの申し出で、相互に関連する事項に付き Secretariat と協議できる。
(傍線訳者:リクルートローカルカウンセラー機能はこの例と考えることができる)

7. IAEA 側は窓口担当(Liaison)を指名する

8. IAEA は特定のテーマにつき検討、文書作成を依頼するこあり得る
(傍線訳者:JAIF プrezens 向上に活用を考えたい機能)

VI. 申し込みと返上

9. 「諮問的地位」を欲する団体は下記書面を付して申し入れる²。以下略。

10. IAEA は必要な場合、以下の文書提出を要請する。(a) 定款類; (b) 幹部名簿と住所; (c) 所属団体の名称等; (d) 直近の年報等定期刊行物; (e) 活動計画書。

11. 「諮問的地位」付与は理事会決定による。

12. 「諮問的地位」取り消しも理事会判断による。

13. 毎年、「諮問的地位」組織名簿を総会に提出する。

(以上)

¹ 総会決議 GC(II)/RES/20, 1958

² 2003 年の原産聞き取り調査では、本決議以降新規に認められた組織はない。